

★児童手当Q&A★

【Q1】

中学生の子が現在児童手当（又は5,000円の特例給付）をもらっています。他にもう1人、市外の高校に通い、学校の寮に住んでいる高校生がいます。何か手続きは必要ですか？

【A1】

15歳以下のお子さんについて現在児童手当（又は5,000円の特例給付）が支給されている方で、高校生年代の子の住民票が西海市にあり、児童手当受給者である親と同世帯の場合には、手続きは不要で増額します。西海市に住民票がない高校生年代の子については、新たな認定通知書の提出や別居監護申立書が必要ですので、Webサイトをご確認いただき、期限までに手続きしてください。

【Q2】 手当の受給者は、父母のどちらでもいいですか？

【A2】

所得制限は撤廃されていますが、引き続き所得の高い方を受給者としてください。

【Q3】

公務員として働いていますが、提出先や問い合わせ先は市役所でいいですか？

【A3】

公務員の方の提出やお問い合わせは、ご自身のお勤め先となります。お勤め先へのご確認をお願いいたします。

【Q4】 いつ振り込まれますか？

【A4】

初回の支払いは12月10日です。以降は、2か月ごとに偶数月の10日（土日祝日の場合はその前日）にお支払いします。

提出が必要な場合は、記載内容や提出書類に不備があると審査ができずに、振り込みが遅くなる場合があります。提出が必要な方は、提出前に記載内容や必要書類など今一度ご確認の上書類を提出してください。

【Q5】

申請期限を過ぎてしまった場合は、どうすればいいですか？

【A5】

期限を過ぎた場合でも認定請求書は提出して下さい。市の期限を過ぎしまうと12月10日の初回振込が遅れる場合があります。今回の制度改正では、猶予期間が設けられており、令和7年3月31日までに手続きされたものは、令和6年10月分まで遡り支給を受けることができます。令和7年3月31日を過ぎてしまうと、令和6年10月分から対象となる場合でも、手当が受け取れない月が出てしまいますのでご注意ください。

【Q6】

今回の認定請求書を提出後に、養育している子どもの状況に変更がありました。届け出は必要ですか？

【A6】

児童手当の支給対象となっているお子さんが「同居から別居で監護することになった場合」や大学生年代の監護対象となっていたお子さんが就職し「生計費の負担をしなくなった」など、届け出している内容に変更があった場合は、届け出が必要となる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。